**点検報告書**

企業名：　　　　　　　　　　　　　事業所名：

住所：

担当者：　　　　　　　（役職：　　　部署：　　　　　　）連絡先：

点検要請書に記載した提出期限まで（受領後２か月以内）に、経営幹部にも報告の上で、待遇差についての説明義務の準備を行い、本報告書を新潟労働局雇用環境・均等室までご提出ください（メールによるご提出もできます）。

なお、期日までに提出されない場合には、パートタイム・有期雇用労働法第18条第１項に基づく報告徴収の対象となりますので、ご了承ください。

**点検要請を受けた点検結果について、以下のとおり報告します。**

点検要請を受け、パートや有期の労働者から、正社員との待遇差の内容・理由等について聞かれた場合に説明できるよう対応が完了しました。

チェック

今回の対応にあたって、経営幹部にも対応方針等について報告しました。

チェック

役職：　　　　　　　　　　　　　　　名前：

点検結果を踏まえ、パート・有期雇用と正社員の基本給・賞与について、待遇差の内容や差を設けている理由について、最も当てはまるものをそれぞれ１つ選んでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ①基本給 | ②賞与 |
| 待遇差の内容 | １正社員と支給基準（計算式・金額）は異なる  ２異なる取扱いをしていない（正社員と同じ基準で支給している） | １正社員と支給基準（計算式・金額）は異なる  ２正社員には賞与を支給しているが、パート・有期の労働者には支給していない  ３異なる取扱いをしていない（正社員と同じ基準で支給している）  ４正社員・パートや有期の労働者ともに賞与を支給していない |
| 待遇差の理由  ※上記で①１又は  ②１若しくは２を  選んだ場合のみ | １正社員との業務の内容や責任の程度が異なるから  ２異動・転勤・昇進の有無、その範囲が異なるから  ３その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | １正社員との業務の内容や責任の程度が異なるから  ２異動・転勤・昇進の有無、その範囲が異なるから  ３その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※　「パート・有期雇用労働者だから」といった理由だけでは、待遇差の理由の説明として法律の義務を果たしたことになりませんのでご注意ください。

○　今回の点検にあたって参考したものがあればご教示ください。

１働き方改革推進支援センターの  
 コンサルティング

【提出先】

新潟労働局　雇用環境・均等室

〒950-8625　新潟市中央区美咲町1-2-1

　　　　　　 新潟美咲合同庁舎2号館

電話　025-288-3511

Mail　15roudou@mhlw.go.jp

２社会保険労務士や弁護士

３厚生労働省のHPや特設サイト

４ネット記事や新聞等のニュース

５その他

（　　　　　　　　　　　　　　　）

**メールでのご提出方法は、新潟労働局ホームページのトップページから「各種法令・制度・手続き▶「雇用均等関係」▶「パートタイム・有期雇用労働法」のページをご覧ください。**